

「保護預り規定（セーフティケース）」新旧対比表

（赤字が改定箇所、黒字下線は削除箇所。条文番号の表記変更のみの箇所は省略）

項番	改定前（保護預り規定（セーフティ・ケース））	改定後（保護預り規定（セーフティケース））
2	（保管物の範囲） （１）、（２）省略 （３）新設	（保管物の範囲） （１）、（２）現行通り （３）爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、セーフティケースの通常の用法による保管に適さないものは格納することはできません。
4	（使用料） （１）貸金庫の使用料は、当行が別に定める料金表により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、利用主が指定した預金口座から、<u>普通預金・総合口座通帳</u>、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。振替日において指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときはただちに入金してください。当行は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引き落としをすることができるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する1カ月として、その月から月割計算により支払って下さい。 （２）省略 （３）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。	（使用料） （１）貸金庫の使用料（消費税を含む）は、当行が別に定める料金表により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、利用主が指定した預金口座から、通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。振替日において指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときはただちに入金してください。当行は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引き落としをすることができるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する1カ月として、その月から月割計算により支払って下さい。 （２）現行通り （３）契約期間中に解約があった場合、第1項のすでに支払い済みの使用料は解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。
6	（セーフティ・ケースの受け渡し等） （１）セーフティ・ケースの<u>受け渡し</u>を請求するときは、利用主または利用主があらかじめ届出た代理人が当行所定の開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。 （２）セーフティ・ケースの<u>受け渡し</u>または保管の依頼をするときは、セーフティ・ケースが施錠されていることを確認してください。 （３）、（４）省略	（セーフティケースの受渡し等） （１）セーフティケースの受渡しを請求するときは、利用主または利用主があらかじめ届出た代理人（以下「代理人」という）が当行所定の開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。 （２）セーフティケースの受渡しまたは保管の依頼をするときは、セーフティケースが施錠されていることを確認してください。 （３）、（４）現行通り
7	（届出事項の変更等） （１）この印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。 （２）省略	（届出事項の変更等） （１）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくは棄損したときも同様とします。 （２）現行通り
8	新設	8.（成年後見人等の届け出） （１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。 （２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。 （３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出てください。 （４）前3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。 （５）前4項の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9	8. (印章、鍵の喪失時等の取扱い) (1) この印章または正鍵を失った場合のセーフティ・ケースの受け渡しは、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。	9. (印章、鍵の喪失時等の取扱い) (1) 印章または正鍵を失った場合のセーフティケースの受渡しは、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (2) 正鍵を失った場合または棄損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。
10	9. (セーフティ・ケース等の変更) 前条第2項の場合またはセーフティ・ケース（錠前を含む）のき損・不調等が生じた場合に、当行がセーフティ・ケースまたはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。	10. (セーフティケース等の変更) 前条第2項の場合またはセーフティケース（錠前を含む）の棄損・不調等が生じた場合に、当行がセーフティケースまたはその錠前の変更を求めた場合は、直ちにこれに応じてください。
11	10. (印鑑照合等) この開閉票、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてセーフティ・ケースの受け渡しその他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。	11. (印鑑照合等) 開閉票、諸届その他のセーフティケース取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてセーフティケースの受渡しその他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。
12	11. (損害の負担等) (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、セーフティ・ケースの受け渡しに直ちには応じられない場合であっても、このために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 前項の事由による保管物の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。 (3) 省略	12. (損害の負担等) (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、セーフティケースの受け渡しに直ちには応じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。 (2) 前項の事由による保管物の紛失、滅失、棄損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。 (3) 現行通り
13	12. (反社会的勢力との取引拒絶) このセーフティ・ケースは、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当行はこのセーフティ・ケースの利用申込をお断りするものとします。	13. (反社会的勢力との取引拒絶) このセーフティケースは、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこのセーフティケースの利用申込をお断りするものとします。
14	13. (解約等) (1) この契約は、利用主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、当行所定の解約届書に届出の印章により記名押印のうえ提出してください。また、セーフティ・ケースおよび正鍵は直ちに返却してください。なお、この正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。 (2) 省略 (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、利用主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのセーフティ・ケースの利用を停止し、または利用主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえでセーフティ・ケースを明渡してください。 ① 利用主がセーフティ・ケース使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②～③ 省略	14. (解約等) (1) この契約は、利用主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえで、セーフティケースおよび正鍵は直ちに返却してください。なお、この正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。 (2) 現行通り (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、利用主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのセーフティケースの利用を停止し、または利用主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえでセーフティケースを明渡してください。 ① 利用主がセーフティケース利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②～③ 現行通り

14	(4) 前3項によるセーフティ・ケースの返却、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第1項から第3項によるセーフティ・ケースの返却、正鍵の返却等の手続が3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用してセーフティ・ケースを開錠のうえ、保管物を別途保管管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行はセーフティ・ケースの開錠に際して公証人等に立合いを求めることができるものとします。これらに要する費用は利用主の負担とします。 (6) 省略	(4) 前3項によるセーフティケースおよび正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第1項から第3項によるセーフティケースの返却、正鍵の返却等の手続が3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用してセーフティケースを開錠のうえ、保管物を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行はセーフティケースの開錠に際して公証人等に立合いを求めることができるものとします。これらに要する費用は利用主の負担とします。 (6) 現行通り
17	16. (譲渡、質入れ等の禁止) (1) この契約による受け渡し請求権等の利用主の権利は譲渡または質入れすることはできません。 (2) このセーフティ・ケースおよび鍵は譲渡、質入れまたは転貸することはできません。	17. (譲渡、質入れ等の禁止) (1) この契約による受渡し請求権等の利用主の権利は譲渡、転貸または質入れすることはできません。 (2) セーフティケースおよび鍵は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
18	新設	(規定の変更等) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行のウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。